

---

## 第4

# 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり 推進条例・栃木県歯科保健基本計画

---



# 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日  
栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

#### (市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

#### (県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての

関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

## 第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- 二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健

- 康増進計画、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
  - 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
  - 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

#### (調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

#### (学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

#### (要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成22年12月21日公布・平成23年4月1日施行

## 目的

- ①歯・口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定める
- ②歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する



## 県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与

## 基本理念

- ①県民自らが歯及び口腔の健康づくりのために努力する
- ②すべての県民がライフステージなどに応じた良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられるような環境を整備するよう努める

### 県民の責務 (第5条)

- 歯及び口腔の健康づくりについて関心と理解を深める
- ライフステージに応じた定期検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導を受けることで、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努める

### 歯科医師等の責務 (第6条)

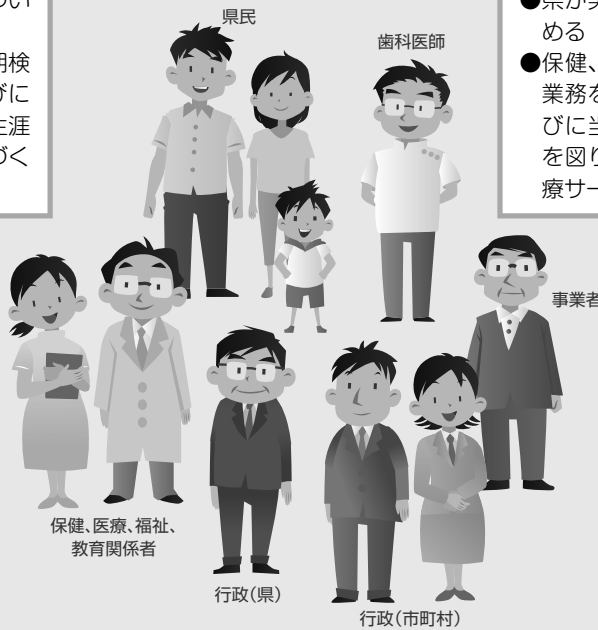
- 県が実施する施策に協力するよう努める
- 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努める

### 保健、医療、福祉、教育関係者等の役割 (第7条)

- 基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するよう努める

### 事業者の役割 (第8条)

- 従業員の歯科検診を受ける機会の確保に努める
- 従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組支援に努める



### 県の責務

- 施策の総合的な策定及び実施 (第3条)
- 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう必要な配慮を行う (第3条)
- 財政上の措置等を講ずるよう努める (第9条)
- 議会への年次報告 (第10条)
- 歯科保健基本計画の策定 (第11条)
- 調査研究及び情報収集・整理・分析・提供に努める (第12条)
- 学校、家庭、地域、職域等の場において学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備等必要な措置を講ずる (第13条)
- 県民が歯科検診を受けることが促進されるよう必要な措置を講じる (第13条)
- 歯科保健に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努め、当該業務に従事する者に対する資質の向上を図るための措置を講ずる (第14条)
- 要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保、環境整備、その他の措置を講ずる

### 市町村との連携等 (第4条)

県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

## 栃木県歯科保健基本計画(2期計画) 平成30(2018)年4月施行

### 第1 計画策定の趣旨

#### (1) 条例の制定と1期計画の策定

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成22(2010)年12月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」(以下「条例」という。)が制定され、この条例の基本理念に基づき、平成24(2012)年3月に「栃木県歯科保健基本計画」〔計画期間：平成24(2012)年度～平成29(2017)年度。以下「1期計画」という。〕を策定しました。

#### (2) 2期計画のポイント

「栃木県歯科保健基本計画(2期計画)」(以下「2期計画」という。)においては、超高齢社会の進展にともない、歯と口腔機能の衰え(オーラルフレイル)を予防するため、ライフステージに応じた歯科保健対策やかかりつけ歯科医の定期受診に関する啓発等を強化します。

### 第2 計画の性格と役割

栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン(2期計画)〔2013～2022〕」の部門計画として位置づけられるとともに、次の計画とも整合性を図っています。

- 栃木県保健医療計画(7期計画)〔2018～2023〕
- 栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21(八期計画)〔2021～2023〕
- 栃木県障害者計画 とちぎ障害者プラン21〔2021～2023〕
- とちぎ子ども・子育て支援プラン(2期計画)〔2020～2024〕
- 第4期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン2025〔2021～2025〕

### 第3 計画期間

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5か年が計画期間です。

※計画期間が、令和5(2023)年度まで1年延長となりました。

### 第4 歯及び口腔の健康づくりのための施策

歯と口腔の健康づくりに取り組むことは、「話す」「食べる」といった口腔の働きを健全に保ち、全身の健康の保持増進に資するのみならず、「話す」ことや「食べる」ことが「生きる楽しみ」となり、QOL(Quality of life:生活の質)を向上させ、健康で豊かな生活をもたらしてくれます。しかし、高齢となり、歯と口腔機能の衰え(オーラルフレイル)が進むと、低栄養や誤嚥性肺炎などの危険性が高まり、ひいては要介護状態へと移行していくため、早期から適切に対応することにより、歯と口腔機能の低下を防ぐことが必要です。

## 2期計画では、次の4つの項目に基づき施策を展開していきます。

### 1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。

- ◇ 就学前児童への「食後の歯みがき」等の基本的生活習慣の定着
- ◇ 学校におけるフッ化物洗口や学校歯科医と連携した歯科保健活動の促進
- ◇ かかりつけ歯科医における定期健診の重要性について啓発強化
- ◇ 歯と口腔機能の衰えや予防に関する知識の普及啓発

### 2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科検診等の機会を提供します。

- ◇ 市町の検診等での歯科医師・歯科衛生士と連携した歯科保健指導の促進
- ◇ とちぎ歯の健康センターと関係機関との連携による障害児への支援

### 3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの提供

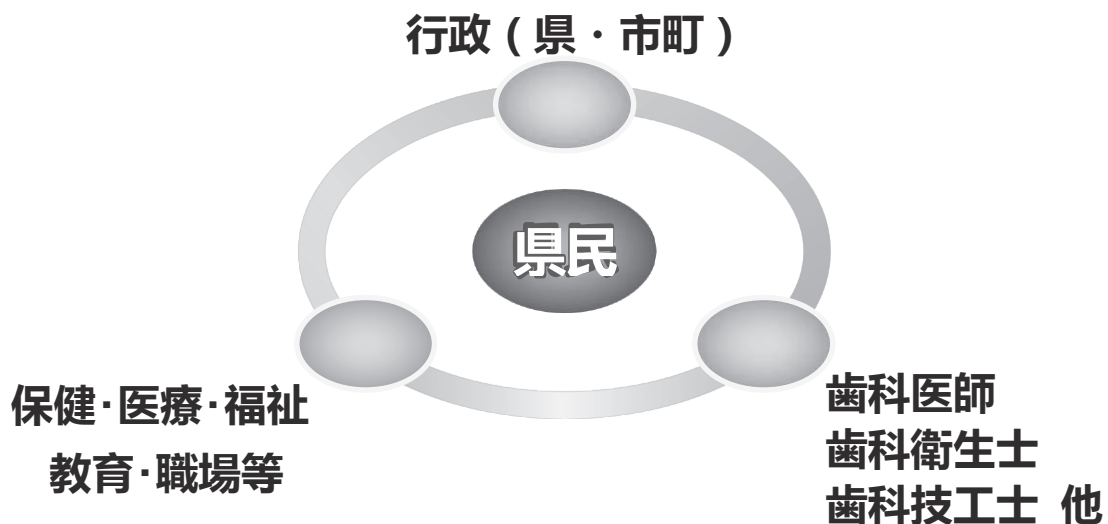
歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

- ◇ 協力歯科医療機関との連携強化による施設等での歯科健診や口腔ケアの推進
- ◇ 在宅歯科医療に取り組む歯科医療従事者の増加

### 4 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。

- ◇ 栃木県口腔保健支援センターを核にした県民の歯と口腔の健康づくりの推進
- ◇ 医科歯科連携の推進





## 栃木県歯科保健基本計画(2期計画)の目標

目標項目	直近値	目標値(2023)
<b>1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進</b>		
① むし歯のない3歳児の増加	83.0% (H27)	90.0%以上
② むし歯のない小学生の増加 ※1	45.7% (H29)	全国値以上
③ むし歯のない中学生の増加 ※1	57.1% (H29)	全国値以上
④ むし歯のない高校生の増加 ※1	55.1% (H29)	全国値以上
⑤ 12歳児の永久歯の1人平均むし歯数の減少	1.1歯 (H29)	0.8歯以下
⑥ 小学校でのフッ化物洗口に取り組む市町の増加 ※1	8市町 (H29)	全市町
⑦ 40歳の進行した歯周炎の減少	16.7% (H28)	15.0%以下
⑧ 歯間部清掃用具を使う人の増加 ※1	42.8% (H28)	65.0%以上
⑨ 60歳で咀嚼が良好な人の増加 ※1	78.3% (H28)	80.0%以上
⑩ 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	52.2% (H28)	70.0%以上
⑪ 80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	34.8% (H28)	50.0%以上
<b>2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及</b>		
⑫ 歯科健診を受診する人の増加	49.9% (H28)	65.0%以上
<b>3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保</b>		
⑬ 訪問歯科診療を実施する歯科診療所の増加	227施設 (H30)	287施設以上
⑭ 在宅医療を担う保険医療機関と連携して訪問診療に取り組む歯科診療所の増加 ※1	58施設 (H29)	80施設以上
⑮ 口腔ケアに歯科専門職と連携して取り組む介護・福祉入所施設の増加	45.0% (H28)	70.0%以上
⑯ 歯科健診を行う障害者支援施設及び障害児入所施設の増加 ※1	63.6% (H28)	90.0%以上
⑰ 歯科健診を行う介護施設等の増加 ※1	20.7% (H28)	50.0%以上
<b>4 歯科保健医療提供体制の整備</b>		
⑱ 糖尿病診療における医科歯科連携の増加 ※1	20.0% (H27)	30.0%以上
⑲ 歯科と連携して口腔機能の維持向上に取り組む病院の増加 ※1	22.4% (H28)	30.0%以上

※1 2期計画で新たに設けた目標項目です。

市町の歯科保健推進に関する条例制定及び計画策定状況（令和2年度）

市町名	条 例				歯科単独 計画	健康増進 計画に歯科 の記載有
	制定済	公布日 施行日	条例名	検討中		
宇都宮市	○	H29.9.29 H29.11.8	宇都宮市歯と口腔の健康づくり推進条例		○	○
県 西	鹿沼市	○	H25.3.21 H25.4.1	鹿沼市歯と口腔の健康づくり推進条例		○
	日光市	○	H23.7.1 H23.7.1	日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
県 東	真岡市	○	R2.3.19 R2.4.1	真岡市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	益子町	○	H27.3.18 H27.4.1	益子町民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	茂木町	○	H27.3.13 H27.4.1	茂木町歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	市貝町	○	H27.3.10 H27.4.1	市貝町民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	芳賀町	○	H27.3.8 H27.4.1	芳賀町民歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
県 南	栃木市	○	H26.3.20 H26.4.1	栃木市歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	小山市	○	H25.3.22 H25.4.1	小山市歯と口腔の健康づくり推進条例	○	○
	下野市	○	H26.3.20 H26.4.1	下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	上三川町	○	H31.3.22 H31.4.1	上三川町歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	壬生町	○	H26.3.12 H26.4.1	壬生町歯及び口腔の健康づくり推進条例	○	○
	野木町	○	H29.12.22 H30.4.1	野木町歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
県 北	大田原市					○
	矢板市	○	H31.3.20 H31.4.1	矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例	○	○
	那須塩原市					○
	さくら市	○	H31.3.19 H31.4.1	さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	那須烏山市	○	H25.3.19 H25.4.1	那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	塩谷町	○	H30.9.25 H30.9.25	塩谷町民の歯と口腔の健康づくり推進条例		○
	高根沢町	○	R2.3.12 R2.4.1	高根沢町歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
	那須町					○
	那珂川町					○
安 足	足利市	○	H25.12.25 H26.4.1	足利市民の歯及び口腔の健康づくりに関する条例		○
	佐野市	○	H25.3.18 H25.4.1	佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例	○	○
		21			7	25
県	栃木県	○	H22.12.21 H23.4.1	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例		○
国	厚生労働省	○	H23.8.10 H23.8.10	歯科口腔保健の推進に関する法律		○

■ 歯科保健条例を策定している都道府県…45道県(R2.4月現在)

市町の歯科保健に関する計画の目標

市町名	プラン名	歯科保健に関する目標項目	直近値	目標値	計画期間
宇都宮市	第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画	・妊産婦歯科健診を受ける人の割合の増加	31.8% (2017年)	35.0%	2018年度 ～2022年度
		・むし歯のない幼児(3歳児)の割合	89.4% (2018年)	90.0%以上	
		・フッ化物塗布を受ける幼児の割合	62.3% (2017年)	65.0%	
		・12歳児の一人平均むし歯数の減少	0.9歯 (2016年)	0.9歯以下	
		・むし歯のない小学生の割合の増加	51.5% (2016年)	55.0%以上	
		・むし歯のない中学生の割合の増加	62.8% (2016年)	65.0%以上	
		・ゆっくりとよく噛んで食べる中学生の割合の増加	46.1% (2016年)	60.0%	
		・40歳で未処置歯がある人の割合の減少	44.7% (2017年)	35.0%	
		・4mm以上の歯周ポケットのある人の減少(40歳)	44.7% (2017年)	34.0%	
		・4mm以上の歯周ポケットのある人の減少(50歳)	45.5% (2017年)	48.0%	
		・4mm以上の歯周ポケットのある人の減少(60歳)	62.6% (2017年)	45.0%	
		・歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合の減少(男性)	28.9% (2017年)	15.0%	
		・歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合の減少(女性)	20.9% (2017年)	8.0%	
		・定期的に歯科健診を受ける成人の割合の増加	30.1% (2017年)	50.0%	
		・60歳で24本以上自分の歯がある人の割合の増加	60.5% (2017年)	70.0%	
		・60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	—	80.0%	
		・80歳で20本以上自分の歯がある人の割合の増加	38.8% (2017年)	50.0%	
・定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合の増加	41.7% (2017年)	47.0%			
・口と歯の健康に関する治療や相談ができるかかりつけ歯科医を持つ人の割合の増加	72.3% (2017年)	72.3%以上			
鹿沼市	鹿沼市歯と口腔の健康づくり基本計画	・(乳幼児期) 歯科健診を受診する妊婦の割合	7.4% (2017年)	15.0%	2019年度 ～2023年度
		・(乳幼児期) むし歯のない児の割合(3歳児)	85.6%	90.0%	
		・(乳幼児期) むし歯のない児の割合(5歳児)	58.0%	70.0%	
		・(学童期) 小学生でむし歯の処置完了している児の割合	58.5%	70.0%	
		・(学童期) 中学生でむし歯の処置完了している児の割合	48.5%	60.0%	
		・(学童期) 中学・高校生における歯肉に炎症所見のある人の割合	19.2%	15.0%	
		・(成人期) 40歳で進行した歯周炎を有する人の割合	71.6%	65.0%	
		・(成人期) 40歳で未処置歯を有する人の割合	35.8%	33.0%	
		・(成人期) 40歳で喪失歯のない人の割合	83.0%	85.0%	
		・(成人期) 歯周疾患検診を受診した人の割合	29.2%	35.0%	
		・(高齢期) 60歳で進行した歯周炎を有する人の割合	66.7%	55.0%	
		・(高齢期) 60歳で未処置歯を有する人の割合	40.0%	30.0%	
		・(高齢期) 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の割合	61.4%	65.0%	
		・(高齢期) 80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合	42.9%	50.0%	
		・(要介護者・障がい者) 障がい者入所施設での定期的な歯科検診を実施している割合	33.3%	100.0%	
		・(要介護者・障がい者) 介護施設での定期的な歯科検診を実施している割合	41.2%	50.0%	
		・(要介護者・障がい者) 口腔ケアについて指導を受けたことがある施設の割合	障がい者施設 66.7% 介護施設 82.4%	障がい者施設 100.0% 介護施設 100.0%	
・(働く人・事業所) 過去1年間に歯科健康診査を実施した事業所の割合	1.60%	5.0%			
日光市	日光市歯科保健推進計画(第2次)	・(乳幼児期) 大人のむし歯菌が子どもに移ることに知っている割合の増加	98.1% (2017年)	99.1%	2019年度 ～2023年度
		・(乳幼児期) 歯周病と全身の健康との関わりについて知らない割合の減少	24.1%	23.0%	
		・(乳幼児期) むし歯のない1歳6か月児の割合の増加	99.2%	100.0%	
		・(乳幼児期) むし歯のない3歳児の割合の増加	86.0%	90.0%	
		・(学齢期) 仕上げ磨きをいつもしている割合(小学3年生)	17.1%	30.0%	
		・(学齢期) 12歳児(中学1年生)の永久歯の一人平均むし歯の減少	0.55本	1.0本以下	
		・(学齢期) むし歯のない12歳児(中学1年生)の割合の増加	60.1%	63.0%	
		・(学齢期) 中学生の歯周疾患要観察者(GO)の割合の減少	34.0%	30.0%	
		・(学齢期) 中学生の歯周疾患要精検者(G)の割合の減少	2.7%	2.6%	
		・(青年期) 歯周病と全身の健康との関わりについて知らない割合の減少	35.5%	34.0%	
		・(青年期) むし歯がある人の割合の減少	41.9%	35.0%	
		・(青年期) 歯周病にかかる人の割合の減少	37.8%	34.0%	
		・(青年期) 市が行う歯科健康診査受診率の増加	1.3%	5.0%	
		・(壮年期) 歯周病と全身の健康との関わりについて知らない割合の減少	35.3%	30.0%	
		・(壮年期) むし歯がある人の割合の減少	30.9%	20.0%	
		・(壮年期) 歯周病にかかる人の割合の減少	53.4%	45.0%	
		・(壮年期) 市が行う歯科健康診査受診率の増加(40～64歳)	0.9%	5.0%	
		・(壮年期) 60歳(55～64歳)で24本以上の自分の歯を有する人の割合の増加	52.2%	54.0%	
		・(高齢期) 歯周病と全身の健康との関わりについて知らない割合の減少	26.2%	26.0%	
		・(高齢期) むし歯がある人の割合の減少	31.5%	20.0%	

市町名	プラン名	歯科保健に関する目標項目	直近値	目標値	計画期間
日光市		・(高齢期)歯周病にかかる人の割合の減少	55.6%	51.0%	
		・(高齢期)80歳(75～84歳)で20本以上自分の歯を有する人の割合の増加	29.0%	35.0%	
		・(高齢期)70歳代(65～74歳)におけるむせずに何でも食べられる咀嚼良好者の割合の増加	80.8%	93.0%	
		・(サービスの提供)市が行う歯科健康審査受診者数の増加(医療機関方式と集団健診の合計)	761人	1,000人	
		・(サービスの提供)休日急患歯科診療制度の継続的な運営	全ての日曜・祝日・年末年始	継続	
		・(サービスの提供)歯科医師会等と共催する啓発イベントの開催	年1回	年1回	
真岡市	真岡市健康21プラン(2期計画)	・むし歯のない幼児の割合(3歳児)	89%(2019年)	85%以上	2017年度～2023年度
		・一人平均むし歯本数(12歳児)	1.0本(2019年)	1本以下	
		・定期的に歯科検診を受けている人の割合	31%(2015年)	50%以上	
		・歯周病検診受診率	15.2%(2019年)	15%以上	
		・80歳で20本以上自分の歯がある人の割合	25%(2015年)	35%以上	
益子町	益子町健康増進計画	・虫歯のない幼児(3歳児)の割合を上げる	87.10%(2019年)	90.0%	2021年度～2030年度
		・60歳で24本以上の自分の歯を有する割合を上げる	男性 56.2% 女性 41.0%	60.0% 60.0%	
茂木町	茂木町健康増進計画	・むし歯のない児童の割合:3歳児	93.80%(2020年)	90%以上	2019年度～2028年度
		・むし歯のない児童の割合:小学生	75.9%(2019年)	50%以上	
		・むし歯のない児童の割合:中学生	79.3%(2019年)	60%以上	
		・フッ素塗布を受ける子どもの増加	77.60%(2020年)	95%以上	
		・成人歯科保健事業受診者の増加	73.20%(2020年)	85%以上	
		・歯周疾患検診受診者の増加(40・50・60・70歳)	10.10%(2020年)	10%以上	
市貝町	はつらつ市貝21	・むし歯のある幼児の減少(1歳6か月児)	0.0%(2018年)	0.0%	2018年度～2027年度
		・むし歯のある幼児の減少(2歳児)	7.6%	5.0%	
		・むし歯のある幼児の減少(3歳児)	14.1%	10.0%	
		・デンタルフロス(糸ようじ)や歯間ブラシを使う頻度の向上	男性:17.0% 女性:23.2%	50%	
		・小・中学生1人平均むし歯の減少	小学校:2.06本 中学生:0.83本	現状維持	
		・歯周疾患検診受診者の増加	3.50%	10.0%以上	
		・定期歯科検診を受ける歯科医がいる者の増加(男性)	14.1%	30.0%以上	
		・定期歯科検診を受ける歯科医がいる者の増加(女性)	25.3%	37.0%以上	
芳賀町	芳賀町健康づくり推進計画 2期計画	・むし歯のない3歳児の増加	84.2%(2016年)	92.0%	2017年度～2027年度
		・むし歯のない小学生の増加	55.4%	60.0%	
		・むし歯のない中学生の増加	62.5%	69.0%	
		・60歳代で24本以上自分の歯を有する人の増加	56.9%	63.0%	
		・歯周疾患検診受診率の増加	3.1%	10.0%	
		・歯科検診を受ける人の割合の増加	52.3%	57.5%	
		・80歳で20本以上自分の歯を有する人の増加	-	35%以上	
		・障害者歯科相談医があることを知っている人の割合の増加	-	50.0%	
栃木市	栃木市健康増進計画	1. 口腔ケアの方法を知り実践します。			2014年度～2023年度
		・時間をかけて丁寧に歯磨きをする割合	44.70%	60%	
		・歯科医院で定期的に歯石除去や歯のクリーニングを受けた割合	29.50%	40%	
		2. 定期的に歯科検診を受診します。			
		・過去1年間に歯科検診を受けた割合	46.30%	50%	
		・歯周病検診受診率	8.20%	15%	
小山市	小山市歯科保健基本計画	・3歳児健診でのむし歯罹患率の減少	10.6%(2020年)	10%	2014年度～2022年度
		・小、中、義務教育学校児童生徒のむし歯罹患率の減少	小学校39.2%(2020年) 中学校29.6%	小学校50% 中学校40%	
		・歯周疾患検診受診率の向上(重点:40・50・60歳の受診率の向上)	6.6%(2020年)	13.30%	
		・8020運動を知っている人の増加	55%(2017年)	65%	
		・「歯科に関して困っていることがある」施設の減少	34.6%(2017年)	0%	
下野市	健康しもつけ21プラン(第3次下野市健康増進計画)	・3歳児健診のむし歯のない人の割合の増加	89.20%(2016年)	95%以上	2018年度～2022年度
		・60～64歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	54.40%	60%以上	
		・昼食後、歯みがきをしている者の割合の増加	37.00%	40%以上	
		・3歳児でかかりつけ歯科医を持つ者の割合の増加	34.80%	40%以上	
		・成人期でかかりつけ歯科医を持つ者の割合の増加	62.70%	70%以上	
		・過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加	45.70%	50%以上	
上三川町	上三川町第2期健康増進計画	・むし歯のない3歳児の割合	84.30%(2017年)	100%	2019年度～2028年度
		・仕上げみがきをする親の割合	74.50%	80%以上	
		・小学生のむし歯罹患率	58.50%	50%以下	
		・過去1年間に歯科健康診査を「受けていない」割合	38.40%	35%以下	
		・60歳で歯が24本以上残っている人の割合(男性)	39.50%	70%以上	
		・60歳で歯が24本以上残っている人の割合(女性)	34.10%	70%以上	
		・80歳で歯が20本以上残っている割合(男性)	50.00%	50%以上	
		・80歳で歯が20本以上残っている割合(女性)	33.30%	50%以上	

市町名	プラン名	歯科保健に関する目標項目	直近値	目標値	計画期間
壬生町	壬生町歯科保健基本計画	・むし歯のない子供を増やします	86.5%(H28)	87%	2018年度 ～2021年度
		・自分の歯を有する人を増やします(60歳代で24本以上ある人の割合)	35.2%	37.0%	
		・自分の歯を有する人を増やします(75歳以上で20本以上ある人の割合)	20.8%	22.0%	
		・歯周疾患検診を受ける人を増やします	7.3%	9%	
		・歯科検診を受ける人を増やします	56.9%	58%	
		・かかりつけ歯科医がいる人を増やします	82.0%	84%	
野木町	野木町歯科口腔保健基本計画	・2歳児歯科健診受診率の向上	87.6%(2018年)	100%	2019年度 ～2023年度
		・3歳児むし歯罹患率の減少	16.3%(2016年)	10%	
		・フッ素塗布事業(6月)参加者数	267人(2018年)	350人	
		・歯周疾患検診受診率の向上	4.5%(2017年)	10%	
		・過去1年間に歯科健診を受診した人の割合の増加	49.8%(2018年)	65%	
		・60歳代の咀嚼良好者の割合の増加	76.7%(2018年)	80%	
		・70歳代で自分の歯が20本以上の人の割合の増加	63%(2018年)	70%	
大田原市	第2次健康おたわら21	・60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	79.2%(2012年)	80%	2012年度 ～2021年度
		・80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	19.0%	増加	
		・60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	46.0%	増加	
		・40歳で喪失歯のない者の割合の増加	46.7%	増加	
		・3歳児でう蝕がない者の割合の増加	77.1%	80%以上	
		・12歳児の一人平均歯数の減少	0.68本	現状維持	
		・歯周疾患健診受診者数	32.7%	増加	
		・24歳以上自分の歯のある人の割合(男女60代)	57.7%(H27)	60.0%以上	
・20歳以上自分の歯のある人の割合(男女80代以上)	32.5%	35.0%以上			
・歯科健診の受診割合(成人男女)	64.6%	増加			
・う歯のない幼児の割合(3歳児)	75.3%	80%			
・う歯のない生徒の割合(12歳)	54.5%	増加			
那須塩原市	第3期那須塩原市健康いきいき21プラン	1. 乳幼児・学齢期のむし歯のない子どもの増加			2017年度 ～2022年度
		・むし歯の無い幼児の割合(3歳児)	86.5%(2020年)	90%以上	
		・むし歯の無い子どもの割合(中学1年生)	男:59.3% 女:59.7%	男女とも 65%以上	
		2. 高齢者の歯の喪失防止			
		・70歳以上で20歯以上の自分の歯を有する人の割合	38.9%(2015年)	46%以上	
さくら市	健康21さくらプラン(第2期)計画	・むし歯のない子どもの割合(幼児)	52.5%(2017年)	80.0%	2018年度 ～2022年度
		・むし歯のない子どもの割合(児童)	61.0%	80.0%	
		・フッ素塗布を受ける子どもの割合(幼児)	82.5%	増加	
		・フッ素塗布を受ける子どもの割合(児童)	56.9%	増加	
		・60歳(55～64歳)で24本以上自分の歯がある割合	58.2%	70.0%	
		・80歳(75～84歳)で20本以上自分の歯がある割合	80.0%	85.0%	
		・40歳(35～44歳)で喪失歯のない割合	22.1%	50.0%	
		・定期的に歯科検診を受けている割合	30.4%	増加	
		・過去1年間に歯科検診を受診した割合	53.2%	65.0%	
		・歯や歯茎の健康づくりに取り組んでいる割合	84.5%	増加	
		・60歳代で咀嚼が良好な割合	97.0%	増加	
		・20代で歯肉に炎症のある割合	36.6%	減少	
		・40代で進行した歯周炎を有する割合	46.5%	25.0%	
		・60代で進行した歯周炎を有する割合	54.7%	減少	
那須烏山市	那須烏山市健康プラン後期計画	・むし歯のない3歳児の割合	67.4%(2016年)	70.6%	2017年度 ～2026年度
		・むし歯被患の割合(小学生)	79.4%	61.3%	
		・平均むし歯保有数(小学生)	4.58本	3.38本	
		・むし歯被患の割合(中学生)	80.5%	56.8%	
		・平均むし歯保有数(中学生)	3.17本	2.77本	
		・40歳で24本以上自分の歯がある人の割合	68.3%	70.0%	
		・50歳で24本以上自分の歯がある人の割合	51.0%	60.0%	
		・60歳で24本以上自分の歯がある人の割合	39.1%	52.7%	
		・40歳で歯科健診等を受けたことがある人の割合	43.1%	45.0%	
		・50歳で歯科健診等を受けたことがある人の割合	52.3%	55.0%	
		・60歳で歯科健診等を受けたことがある人の割合	58.7%	60.0%	
		・(40～60歳)歯間部清掃用具を使用していない人の割合	34.2%	20.0%	
		・20歳代で歯間部清掃用具を使用していない人の割合	54.3%	50.0%	
		・30歳代で歯間部清掃用具を使用していない人の割合	48.3%	40.0%	
		・40歳代で歯間部清掃用具を使用していない人の割合	40.7%	35.0%	
		・50歳代で歯間部清掃用具を使用していない人の割合	33.7%	30.0%	
		・60歳代で歯間部清掃用具を使用していない人の割合	26.9%	20%	

市町名	プラン名	歯科保健に関する目標項目	直近値	目標値	計画期間
塩谷町	塩谷町健康増進計画21第2期計画しあわせおだやかやりがいプラン	・3歳児健診でのう歯のある児の割合の減少	11.4%(2017年)	6%	2017年度 ～2026年度
		・仕上げ磨きを毎日する保護者の割合の増加	65%	70%	
		・う歯のある小学生の割合の減少	62.9%	40%	
		・12歳の平均むし歯本数の減少	1.93本	1.00本	
		・毎食後歯みがきをする人の割合の増加(高校生)	19.4%	25%	
		・男性の毎食後歯を磨く人の割合の増加(19～59歳)	25.2%	30.00%	
		・20本以上歯がある人の増加(60～75歳)	58%	65%	
		・口腔衛生に関する調査の実施(妊娠・出産期)			
高根沢町	たかねざわ元気計画(2期計画)	・1日2回以上歯をみがく人の割合(男性)	70.4%(2014年)	80%	2016年度 ～2025年度
		・1日2回以上歯をみがく人の割合(女性)	90.50%	95%	
那須町	健康きらピカ21那須那須町健康増進計画(第2期)	・むし歯のない幼児の割合(3歳児)	81.20%(2017年)	83.0%	2013年度 ～2022年度
		・永久歯の1人平均むし歯数(12歳)	—	0.5歯以下	
		・80歳で20歯以上の自分の歯を有する割合(男性)	42.00%	増加傾向	
		・80歳で20歯以上の自分の歯を有する割合(女性)	45.70%	増加傾向	
		・60歳で24歯以上の自分の歯を有する割合(男性)	56.60%	増加傾向	
		・60歳で24歯以上の自分の歯を有する割合(女性)	47.30%	増加傾向	
		・過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	37.10%	40%以上	
那珂川町	健康なかがわ21プラン・2期計画	・う歯の有病率 (1歳6か月児)	0%(2020年)	0%	2021年度 ～2033年度
		・" (3歳児)	13.80%	13%	
		・" (小学生)	59.70%	50%	
		・" (中学生)	50.50%	45%	
		・定期的に歯科検診を受ける人	25.10%	33%	
		・歯周疾患検診の受診率	5.80%	10%	
		・80歳になっても自分の歯が20本以上保てるようにする	33.10%	35%	
足利市	健康あしかが21プラン(2期計画)改訂版	・むし歯のある子どもを減らします(3歳児)	19.1%(2017年)	17.2%以下	2014年度 ～2023年度
		・12歳児の1人平均むし歯数	1.1本	1.0本以下	
		・歯科医院で健診する人を増やします(成人)	64.7%	70%以上	
		・市の歯周疾患検診を受ける人を増やします	0.9%	6.2%以上	
		・歯の健康づくりへの関心がある人を増やします	58.4%	64.2%以上	
		・進行した歯周病の人を減らします	57.8%	52.0%以上	
		・70歳代で20本以上自分の歯を有する人を増やします	56.0%	61.6%以上	
		・訪問歯科診療を実施している歯科医院を増やします	42件	46件以上	
佐野市	さの健康21プラン第2期計画	・むし歯のない子どもを増やします(3歳児むし歯のない児)	82.6%(2018年)	80%以上	2014年度 ～2023年度
		・むし歯のない子どもを増やします(12歳児1人平均むし歯数)	0.62歯	1歯以下	
		・自分の歯を有する人を増やします(60歳代で24歯以上)	41.5%	45%以上	
		・進行した歯周炎を有する人をへらします(40歳代)	10.8%	15%以下	
		・歯周疾患検診を受ける人を増やします	2.1%	10%以上	
		・歯科検診を受ける人を増やします	20.2%	23%以上	
		・かかりつけ歯科医がいる人を増やします	75.8%	83%以上	
		・訪問歯科診療等に取り組む歯科診療所を増やします	27か所	35か所以上	
		・障害者への歯科診療等に取り組む歯科診療所を増やします	28か所	40か所以上	
		・要介護高齢者への歯科診療等に取り組む歯科診療所を増やします	28か所	33か所以上	